

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条第 1 項の規定による「豊橋市芸術文化交流施設整備等事業」を実施する民間事業者の公募による選定のため、総合評価一般競争入札を行うに当たって、入札条件等につき次のとおり公告する。

平成 21 年 10 月 2 日

豊橋市長 佐原 光一

## 第 1 入札に付する事項

1 事業名 豊橋市芸術文化交流施設整備等事業（以下「本事業」という。）

2 事業場所 豊橋渥美都市計画事業豊橋東口駅南土地地区画整理事業地区内

### 3 事業概要

本事業は、豊橋市芸術文化交流施設（以下「本施設」という。）を設計・建設し、これを維持管理・運営補助（以下「維持管理等」という。）するものである。

落札者は、特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立し、PFI 手法（公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して実施する手法）により、本施設の設計、建設、維持管理等の各業務を行うものとする。

4 事業期間 事業契約締結日から平成 40 年 3 月 31 日まで

### 5 債務負担行為

豊橋市（以下「本市」という。）は、本事業契約に関して、「64 億円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定している。

## 第 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

### 1 応募者の構成等

本事業の応募者は、本施設の設計業務にあたる者（以下「設計企業」という。）本施設の工事監理業務にあたる者（以下「工事監理企業」という。）本施設の建設業務にあたる者（以下「建設企業」という。）及び本施設の維持管理等業務にあたる者（以下「維持管理等企業」という。）を含むものとする。なお、これらの業務にあたる者以外の企業を含むこともできる。

設計企業、工事監理企業、建設企業及び維持管理等企業のうち複数を一企業が兼ねる

ことは可能である。ただし、下記 3(3)に示すとおり、建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。

応募者は構成企業及び協力企業を定めるものとし、それぞれの定義は次のとおりとする。応募者は参加表明書及び資格確認申請書の提出時に構成企業名及び協力企業名並びに担当する業務を明らかにすること。

- (1) 構成企業とは、SPC に対して出資する者であり、SPC が直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者をいう。
- (2) 協力企業とは、SPC に対して出資は行わない者であり、SPC が直接業務を委託し、または請負わせることを予定する者をいう。

応募者の構成企業及び協力企業並びにその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募者の構成企業及び協力企業となることはできない。ただし、舞台機構、舞台照明及び舞台音響の 3 業務に携わる企業が、協力企業として参加する場合に限り、他の応募者の協力企業となることができるものとする。

なお、「資本面において関連がある」とは、一方の会社が他方の会社の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える、または有限会社の総社員の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有する場合をいい、「人事面において関連がある」とは、一方の株式会社の代表取締役または有限会社の取締役が他方の株式会社の代表取締役または有限会社の取締役を兼職している場合をいう。

## 2 構成企業及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、または同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条または第 133 条の規定による破産申立てがなされている者。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立て、または同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、または平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てがなされている者。
- (5) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第

511条に基づく特別精算の申立てがなされている者。

- (6) 参加表明書及び資格確認申請書を提出する時までに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者。
- (7) 本事業にかかる「総合文化学習センター（仮称）第1次整備 PFI 導入可能性調査」「芸術文化交流施設費用対効果分析調査」「芸術文化交流施設民間資金等活用事業調査」に関与した者及びその者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業にかかる業務に関与した者は下記のとおりである。
  - (ア) 日本工営株式会社
  - (イ) 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
  - (ウ) 株式会社三菱総合研究所
  - (エ) 有限会社空間創造研究所
  - (オ) 東京丸の内・春木法律事務所
- (8) 本事業にかかる審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がある者。
- (9) 参加表明書の受付日から落札者決定までの期間において、市の指名停止措置を受けている者。

### 3 応募者の参加資格要件

応募者は本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していなければならない。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

- (1) 設計企業
  - (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
  - (イ) 平成20・21年度に豊橋市が発注する建築工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が設計であること。
  - (ウ) 設計企業は、入札公告から過去10年間以内に、劇場・ホール施設（延床面積7,400㎡以上かつ客席数700席以上）を設計した実績を有すること。
  - (エ) 設計企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。複数の場合は、そのうち少なくとも1社が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の設計企業については(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。
- (2) 工事監理企業
  - (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務

所の登録を行っていること。

- (イ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する建築工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が設計であること。
- (ウ) 工事監理企業は、入札公告から過去 10 年間以内に、劇場・ホール施設（延床面積 7,400 m<sup>2</sup>以上かつ客席数 700 席以上）を工事監理した実績を有すること。
- (I) 工事監理企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。複数の場合は、そのうち少なくとも 1 社が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の設計企業については(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。

### (3) 建設企業

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定による特定建設業の許可を有していること。
- (イ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する建築工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、その希望する業種が建築一式工事であること。
- (ウ) 建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 820 点以上であること。
- (I) 入札公告から過去 10 年間以内に、劇場・ホール施設（延床面積 7,400 m<sup>2</sup>以上かつ客席数 700 席以上）の新設を、元請として施工した実績を有すること。
- (オ) 建設企業が単独の場合は、上記(ア)から(I)の全ての要件を満たすこと。また、必ず SPC に対する出資を行うこと。
- (カ) 複数の場合は、そのうち少なくとも 1 社が上記(ア)から(I)の全ての要件を満たし、その他の建設企業については(ア)から(ウ)の要件を満たすこと。また、上記(ア)から(I)の全ての要件を満たすもののうち少なくとも 1 社は SPC に対する出資を行うこと。
- (キ) 全ての建設企業は、工事監理企業を兼ねることはできない。
- (ク) 複数の場合で、建設業務のうち、電気工事若しくは管工事にあたるものがある場合は、上記の(イ)及び(ウ)に替えて以下の要件を満たすこと。
- (ケ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有し、かつ、電気工事についてはその希望する業種が電気工事であり、管工事については、その希望する業種が管工事であること。
- (コ) 電気工事については、建設業法に規定する電気工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 770 点以上であること。また、管工事については、管工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 720 点以上であること。

### (4) 維持管理等企業

- (ア) 業務を実施するために必要となる資格等を有し、有資格者を本事業に配置する

ことが可能なこと。

- (イ) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する施設維持管理等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
  - (ウ) 入札公告から過去 10 年間以内に、延床面積 7,400 m<sup>2</sup>以上の公共施設で、1 年以上の維持管理実績(建築物保守管理業務若しくは建築設備保守管理業務)を有していること。
  - (エ) 維持管理等企業が単独の場合は、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすこと。また、必ず SPC に対する出資を行うこと。
  - (オ) 複数の場合は、そのうち少なくとも 1 社が上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たし、その他の維持管理等企業については(ア)及び(イ)の要件を満たすこと。また、上記(ア)から(ウ)の全ての要件を満たすもののうち少なくとも 1 社は SPC に対する出資を行うこと。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)または(4)に示す業務以外を担当する企業
- (ア) 平成 20・21 年度に豊橋市が発注する業務に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
  - (イ) 業務を実施するための必要となる関係法令を遵守し、応募者の責任の範囲で業務にあたること。

### 第 3 入札手続に関する事項

#### 1 担当部署

豊橋市文化市民部文化課

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

E-mail [geibunkensetsu@city.toyohashi.lg.jp](mailto:geibunkensetsu@city.toyohashi.lg.jp)

TEL (0532)-51-2873 FAX (0532)56-1081

#### 2 入札説明書等の交付方法

入札説明書等は、平成 21 年 10 月 2 日(金)から 12 月 18 日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)豊橋市文化市民部文化課において閲覧に供する。

なお、原則として入札説明書等は配布しないので、必要に応じて豊橋市ホームページ(<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bunka/koryushisetsu/index.html>)からダウンロードすること。

#### 3 入札説明会の日時及び場所

##### (1) 日時

平成 21 年 10 月 9 日(金)(入札説明会) 14:00 ~、(現地説明会) 16:00 ~

(2) 場所

入札説明会：豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所

現地説明会：豊橋渥美都市計画事業豊橋東口駅南土地区画整理事業地区内

なお、参加申込みについては入札説明書を参照すること。

4 入札参加表明書等の受付期間、提出先及び提出方法

(1) 受付期間

平成21年11月20日(金)から12月1日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出先

豊橋市文化市民部文化課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

(3) 提出方法

持参若しくは郵送すること。

(4) その他

郵送の場合は、12月1日(火)午後5時までに必着とし、「豊橋市文化市民部文化課 豊橋市芸術文化交流施設整備等事業入札関係書類在中」と朱書きの上、書留により送付すること。

5 入札日時等(入札書類の提出等)

(1) 日時

平成22年2月1日(月)午前9時から午後4時まで

(2) 提出場所

豊橋市文化市民部文化課

豊橋市今橋町1番地 豊橋市役所 西館4F

(3) 提出方法

持参すること(郵送不可)。

(4) その他

入札書類の作成方法等については入札説明書を参照すること。

第4 落札者の決定方法

入札説明書等で示す要件をすべて満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

## 第5 落札者の決定基準

「芸術文化交流施設整備等事業落札者決定基準」のとおりとする。

## 第6 その他

### 1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 2 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 選定事業者は、サービス購入費A - 1及びA - 2（改定された場合には当該改定された金額）の合計額から割賦金利相当額を控除した額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を納付するものとする。ただし、選定事業者は、上記の相当額の100分の10以上に相当する金額の履行保証保険を、市を被保険者として付保することをもって、契約保証金の納付に代替できる。

### 3 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者のした入札、入札参加者に求められた義務を履行しなかった者の入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 4 契約の締結

落札者は、本事業契約に向けての基本協定書を市と締結し、速やかにSPCを設立した後、市とSPCが本事業に関する仮契約を締結する。その後、議会の議決を経た後に本契約を締結する。

### 5 その他

詳細は入札説明書等を参照すること。なお、提出された書類については返却しない。